

## 青森市自殺対策行動計画（第 2 期計画）について

## 1 名称

青森市自殺対策行動計画（第 2 期計画）とする。

## 2 計画期間

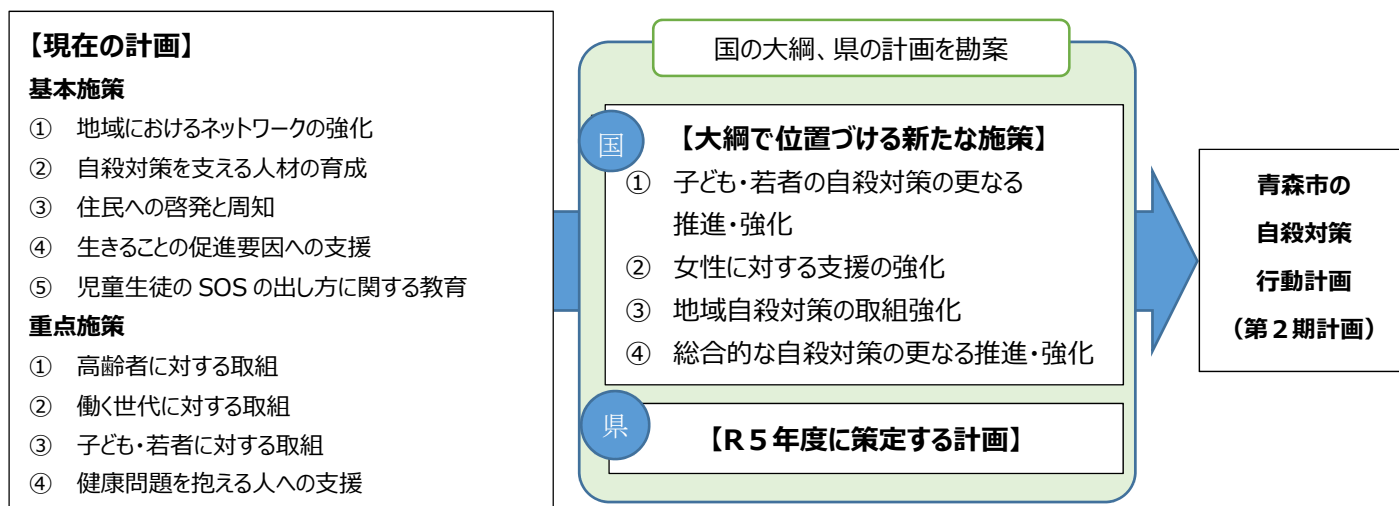
令和 6 年度から令和 10 年度まで（5 か年計画）

・次期青森市総合計画の計画期間に合わせて 5 か年計画とする。

## 3 次期計画の策定について

次期計画は、自殺対策基本法に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村自殺対策計画」として、国が示す「自殺総合対策大綱」及び地域の実情を勘案して策定する自殺対策の推進に関する計画である。

令和元年 12 月に策定した「青森市自殺対策行動計画」（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）が終期を迎えることに加え、令和 4 年度に示された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次期計画（第 2 期計画）を策定するものである。



## 4 計画の目標

自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の減少

## 5 スケジュール

令和 5 年	12 月下旬	地域保健専門分科会①【次期計画概要説明】
令和 6 年	3 月上旬～中旬	地域保健専門分科会②【現状と課題の整理、基本方向の審議】
	7 月上旬～中旬	地域保健専門分科会③【計画素案の審議】
	8 月～9 月	わたしの意見提案制度（パブリックコメント）
	9 月下旬～10 月上旬	地域保健専門分科会④【計画案の審議】
	10 月～11 月	計画決定

## 6 今後の方向性

本市の自殺に関する統計に基づく分析結果に基づき、現状と課題を整理し、令和 6 年 3 月開催予定の地域保健専門分科会において、基本方向の審議を行う。